

	アメリカ	イギリス	イギリス(北アイルランド)	フランス	ドイツ
根拠法令	各州州法	1995年犯罪被害補償法	1977年犯罪被害補償(北アイルランド)命令 2002年犯罪被害補償(北アイルランド)命令	犯罪被害者に係る刑事訴訟法典および保険法典を改正する1990年7月6日の法律 刑事訴訟法典706-3条以下	犯罪被害者補償法 連邦援護法
制度名称	州により異なる	犯罪被害補償制度	北アイルランド犯罪被害補償制度	テロ及びその他の犯罪行為による被害者補償基金(FGTI)	特定の制度名は有していない模様
担当機関	各州の犯罪被害者補償担当機関	英国犯罪被害者補償審査会	北アイルランド担当省補償庁	制度運用はFGTI、窓口及び被害の認定は地区裁判所内にある犯罪被害者補償委員会(CIVI)	連邦健康社会保険省
理念・趣旨	他の補償手段で救済できない場合の最終手段	被害者に対する同情と連帯共助の精神	被害者に対する同情と連帯共助の精神	国民連帯の表現	・犯罪等からの国民の保護が国家の義務であることに基づく補償
給付対象	・身体的被害を受けた者 ・精神的被害を受けた者 ・被害者の家族(一部の州では被害者の死亡や負傷による経費を負担した個人も) ・州内で発生した暴力犯罪における被害が対象(ただし、一部の州では窃盗や器物損壊などもカバー)。 ・12の州(カリフォルニア等)では州民が国外で遭った被害についても補償。	北アイルランドを除く英国本土で犯罪被害にあった者、被害者遺族、死亡した被害者の被扶養者、親権者、事件を管理できない成人の代理人	北アイルランドにおいて犯罪被害にあった者、被害者遺族、死亡した被害者の被扶養者、事件現場(直後の現場を含む)を目撃して精神的な損害を被ったところの被害者友人	(上記制度における一般犯罪被害者への補償の場合) ・フランス国民 ・EU加盟国国民 ・フランス在住外国人 *対象となる被害者は身体的、精神的被害及び物的被害を受けた者。 *海外での被害については、フランス国民のみ補償対象。	ドイツ域内における、故意による違法な暴力的攻撃によって被害を受けた者(補償申請資格者) ・ドイツ国民 ・EU加盟国国民や相互主義の下にある国民 ・3年以上合法的に居住している外国人 *同制度は外国における犯罪被害は対象とはしていない。
給付内容	・医療費 ・メンタルヘルスのためのカウンセリング費 ・被害者の賃金の損失補償費 ・死亡した被害者の扶養者への支援費 ・葬儀及び埋葬費	・支給総額は£500,000が上限(申請者が受けた被害に基づき細かく査定し算出) ・傷害等級表に基づく医療費補償 ・逸失利益の補償 ・特別費用(通常の医療費の枠外の医療費等)への補償 ・遺族給付 ・これらの補償は財産犯や過失犯には適用されない	・傷害等級表に基づく医療費補償 ・逸失利益に対する補償 ・特別費用(通常の医療費の枠外の医療費等)に対する補償 ・遺族給付	・医療費 ・逸失利益補償費 ・永久的部分後遺障害補償費 ・被害に伴う肉体的損傷の整形費 ・物的被害に対する補償費 ・司法費用の一部負担(重大な身体的・精神的被害を受け、他に利用可能な財源がない場合) ・葬儀費用等 *刑事訴訟法典706-3条に該当する以下の重大な身体的被害については補償上限額はない。 (1)被害者が最低一ヶ月間の完全労働不能と判断された場合又は生涯身体機能障害者と判断された場合 (2)被害者が死亡した場合 (3)強姦又は性的被害あるいは人身売買に遭った場合	給付は被害者本人のみならず、その配偶者、子供、両親も対象となる。 ・医療費(歯科も含む) ・心理療養費 ・住居費、リハビリ費等の特別費用に対する援助 ・埋葬費 ・終身年金(基礎年金、所得調整年金、調整年金、寡婦年金、遺児年金)
供給調整	民間及び公的健康保険、自動車保険、傷害保険、労働災害補償からの給付との調整	逸失利益、特別費用、遺族給付は保険、社会保障給付との調整が実施される。なお、裁判による賠償、示談金、他の制度からの補償を受けた場合、同スキームからの給付は一切得られない。	他の財源から補償あれば、調整が実施される。	保険、共済、社会福祉団体等からの給付との調整	なし
給付実績	・支給件数 198,825件(2005財政年度)、208,314件(2006財政年度) ・支給総額 869,931,957ドル(両財政年度合計) ・一件あたりの平均支給額 約3,000ドル	・支給件数 53,290件(2007-08年) ・支給総額 £134,850,750(2007-08年)	・申請件数 5,713件(2006-07年) ・支給総額 約£15,000,000(2006-07年)	・申請件数 1万7426件(2006) ・支給総額 2億3700万ユーロ(2006)	・申請件数 20887件(2003年度) ・認可件数 8483件(2003年度)
財源	・州法違反者からの罰金及び料料からの収益(ただし、一部州では一般予算から拠出)	一般税収	一般税収	財産保険契約に掛かる課徴金	一般税収。 被害者に支給する年金の内訳は連邦政府40%と当該事件が発生した州政府60%。その他の治療費等はすべて州政府の負担となる。なお、これらの州負担分について、事件が公海上のドイツ船舶で発生した場合等、当該事件が発生した地点を管轄する州がない場合は連邦政府が負担する。
申請方法	(カリフォルニアのケース) 申請者は応募用紙を記入の上、州補償プログラムへと提出する。その際、被害に係るすべての請求書も添付する。補償プログラムは申請者の資格要件や請求書等を審査の上、給付を実施する。 申請書類における主たる記載事項は; ・個人情報 ・支出に関する情報 ・事案に係る情報 ・保険に関する情報 ・雇用主の情報	申請者はCICAの指定する申請用紙に必要事項を記入し、犯罪被害を負ったことを証明しなくてはならない。申請用紙に署名すると、CICAが申請内容を確認するにあたり、必要となる情報にアクセスすることが可能となる。アクセス対象となる情報としては、被害者の症状に係る情報、犯罪歴等がある。	申請者は所定の申請用紙に必要事項を記入し、補償庁が状況を把握するに当たり必要となる情報を伝えなくてはならない。また、申請用紙の提出によって、補償庁が情報確認のために、警察、病院、雇用主等に接触することが許可される。	申請は各地区の大審裁判所内に設置されているCIVIに対してなされる。申請時には、申請内容に係る情報及びそれらを証拠づける文書も提出しなくてはならない。申請にあたって提供されるべき情報は以下である。 ・氏名、生年月日、出生地、職業、国籍、住所 ・被害者との関係 ・加害者を裁いた管轄区域 ・労働不能期間、後遺症 ・申請者に対して補償を実施するであろう公共又は民間機関 ・既に他から申請者に支払われた補償の額等 ・CIVIに求める補償額 *申請書類がCIVIによって審査された後、FGTIから申請者に補償額が提案され、CIVIの同意のもとで、被害者とFGTIとの示談が実施される。 *申請者が提案内容を拒否した場合等は、申請はCIVIにおける審問に付され、CIVI委員間の合議によって最終的な結論が出される。	以下の書類を州の援護庁窓口等に提出する。 ・申請書 ・出生証明書 ・住民登録証 ・滞在許可証(外国人の場合)
査定方法	支出額、被害の程度、その他の給付を考慮するものと思われる。	心身に生じた傷害の程度に応じ、等級表をもとに金額が査定される。	心身に生じた傷害の程度に応じ、等級表をもとに金額が査定される。	補償額は以下の状況を考慮して決定される。 ・併給状況 ・労働不能日数(医師による) ・後遺症の程度(医師による) ・逸失利益 ・精神的苦痛(判例に基づき判断)等	基礎年金は被害によって生じた稼働能力の喪失程度に応じて支給額が査定される。また、所得調整年金は被害前後の所得額の差額の42.5%が支給される。その際、被害前の所得額は、実際の所得額ではなく、職業別の平均収入リストに基づいて、算出される。
備考	各州の犯罪被害者補償プログラム及び被害者支援サービスを補完するための財源として連邦の犯罪被害者基金がある。連邦政府は基金を各州の被害者補償プログラムや被害者支援サービスに拠出することを通して、全米各地の犯罪被害者を支援している。 *2006財政年度では、総額6億2500万ドルが同基金から各種被害者支援活動へ拠出され、うち約1億4300万ドルが州犯罪被害者補償プログラム補助金へと配分されている。	2008年11月3日以降、犯罪被害補償制度は2001年までの制度が改定されて新制度が適用されている。2008年制度における主な変更点は、審査結果に対する不服申し立てが、原則としてFirst-tier Tribunalの所掌となったこと、査定において、性的犯罪における精神的被害が考慮されるようになったこと、および脳に関わる障害やその他生活において特に重要となる部位に関する損害が細分化されたこと、が挙げられる。	2002年命令により、英国本土の犯罪被害補償制度同様の等級制度が導入された。ただし、現行制度の内容は2001年までの犯罪被害補償制度に準じており、例えば、決定に対する異議申し立ては北アイルランド大臣に対して行うことになる。2009年に新制度が導入される予定。	上記の制度における申請要件を満たさない軽微な犯罪被害に対する経済的支援としては、「犯罪被害者に対する取引支援サービス(Service d'aide au recouvrement en faveur des victimes d'infractions)」が用意されている。	

国内における犯罪

		アメリカ	イギリス	イギリス(北アイルランド)	フランス	ドイツ
国内におけるテロ	根拠法令	各州州法			犯罪被害者に係る刑事訴訟法典および保険法典を改正する1990年7月6日の法律 テロリズムとの戦いおよび国家の安全に対する侵害に関する1986年9月9日の法律	
	制度名称				テロ及びその他の犯罪行為による被害者補償基金(FGTI)	
	担当機関				制度運用、窓口及びテロ事件の認定はFGTI。また、検事局が事件の事実要素及び被害者リストをFGTIに通報する。	
	理念・趣旨				国民連帯の表現	
	給付対象				*テロ事件は極度の不安を与えたり、威嚇行為により公の秩序を大きく乱すことを目的とした個人又は集団が計画する行為を指す。 *1985年1月1日以降のテロ被害をカバー。 *全ての身体的被害が対象。物的被害は補償されないが、FGTI理事会の決定に基づき、920ドルを上限とする衣類及び所持金を補償することも有り得る。	
	給付内容				*補償上限額の規定はない。 *被害の大小に関わらず、医療費の全額を補償。 *テロの被害者の補償は、刑事訴訟法による重罪(死亡、負傷及びこれらによって被害を受けた世襲又は世襲外の財産損害)によって受けた損害の場合と同等の補償であり、更にFGTIの決定に基づき追加費目が加算される。この費目は、テロ被害損害賠償と称し、テロの被害者全員に一律に支給されるものであり、最低でも2300ユーロ支給される。	暴力犯罪被害者補償法および連邦給付法が適用される
	供給調整	「国内における犯罪」に対する保障措置に同じ			他の機関(健康保険、共済組合、保険会社)からの給付金や、発生国における補償を受けた場合などには差額分を支給	
	給付実績		犯罪被害者補償制度	北アイルランド犯罪被害者補償制度	*1985年1月1日から、2004年12月31日まで、3069人が申請。	
	財源				財産保険契約に係る課徴金	
	申請方法				*テロ被害に関しては、被害者からの申請を必要としない。国内で発生したテロ事件については検事局がFGTIに通報する。検事局はFGTIがテロ事件であると認定できる事実要素を通報するとともに、被害者リストを提出しなくてはならない。 *被害者がFGTIと直接連絡を取ること可能。申請にあたっては、その申請の論拠となる証拠書類を提出しなくてはならない。特に、被害に遭った事件に関する情報を記載した書類、被害者の身分を示す書類、診断書、給与明細、納税記録は重要である。FGTIは担当機関と連絡を取り合いながら、被害者が提出する申請書を受取できるかどうか決定する。 *テロ事件であるか否かの認定はFGTIがおこなう。	
査定方法				他の機関(健康保険、共済組合、保険会社)からの給付金や、発生国における補償を受けた場合などには差額分を支給		
備考	各管轄(州の犯罪被害者補償プログラム等)を支援するための連邦プログラムとして「反テロ緊急支援プログラム」がある。連邦政府は後述のITVERPを除いて被害者への直接補償を実施していないため、同プログラムは各被害者救済機関への補助金の性質を持つものと思われる。同プログラムは国内外両方のテロ及び集団暴力の被害カバーするが、州補償プログラム等が独自の財源で対応が困難な時に限り、給付が実施される。 *毎年5千万ドルが連邦の被害者補償基金から反テロ緊急支援プログラム財源である反テロ緊急準備金に回され、2002年から2007年にかけて総額5千500万ドル支給されてきた。					
国外における犯罪	根拠法令	各州州法				
	制度名称	「国内における犯罪」に対する保障措置に同じ(州により異なる)				
	担当機関	連邦政府による窓口は、国務省領事局海外邦人サービス課			テロ及びその他の犯罪行為による被害者補償基金(上記国内一般犯罪の場合と同じ)	
	理念・趣旨		なし	なし		・海外での犯罪に関する被害者補償について特段の制度は確認されていない(ただし、ドイツ国籍の船舶・航空機内についてはドイツ国内と同等に扱う) ・EU加盟国内における犯罪被害であれば、欧州連合指令2004/80/ECに基づき、発生国の補償制度を利用することが出来る。
	給付対象	「国内における犯罪」に対する保障措置に同じ			フランス国籍を有する者	
	給付内容					
	供給調整					
	給付実績				(上記国内一般犯罪の場合と同じ)	
	財源					
	申請方法					
査定方法						
備考	12州(カリフォルニア等)において実施。	*EU加盟国内で発生した暴力を伴う犯罪に限り、発生国の補償制度が適用され、申請者はCICAによる手続き的な支援を受けることができる。 *EU加盟国外で発生した事件に関しては特段の定めはない。	*EU加盟国内で発生した暴力を伴う犯罪に限り、発生国の補償制度が適用され、申請者は北アイルランド当局による手続き的な支援を受けることができる。 *EU加盟国外で発生した事件に関しては特段の定めはない。	*EU加盟国内で発生した暴力を伴う犯罪に限り、発生国の補償制度も利用できる。		

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	
国外におけるテロ	根拠法令	各州州法	2000年人身売買及び暴力犯罪被害者保護法	なし(政府は海外でのテロ被害者支援のための法案を準備中)	なし(政府は海外でのテロ被害者支援のための法案を準備中)	なし
	制度名称	「国内における犯罪」に対する保障措置に同じ(州により異なる)	国際テロ被害者費用償還制度 (International Terrorism Victim Expense Reimbursement Program)	海外テロ被害者のための英国赤十字救援基金(the British Red Cross Relief Fund for UK Victims of Terrorism Abroad)	海外テロ事件被害者のための例外的支援措置 (Exceptional Assistance Measures for Victims of Terrorist Incidents Overseas)	テロ及びその他の犯罪行為による被害者補償基金 (上記国内テロの場合と同じ)
	担当機関	連邦政府による窓口は、國務省領事局海外邦人サービス課	制度運用は司法省犯罪被害者対策室	英国赤十字	英国外務省	* 制度運用、窓口及びテロ事件の認定はFGTI。ただし、国外で起きたテロ事件の場合、外務省が事件の事実要素及び被害者リストをFGTIに 通報しなければならない。
	理念・趣旨		米国外で起こったテロ事件における直接的被害者への補償	被害者の当座の財政的要請に応え、迅速な救済を行うこと	被害者の当座の財政的要請に応えること	国民連帯の表現
	給付対象		米国外で起こったテロ事件における直接的被害者への補償 ・米国籍保持者 ・米政府職員(米政府に勤務している外国人も含む) * 被害者が死亡、又は禁治産者、未成年者の場合は家族及び法定代理人も有資格者。 * ここでの被害者は国際テロ事案において直接に身体的・精神的被害を負ったもので、その事案も1988年12月21日以後に発生し、1996年4月24日以降において、捜査ないし起訴されたものに限る。	2006年3月以降に発生し、英国外務省がテロ事件と認定した事案の被害者で、以下の条件を満たす者。 ・イギリスに合法的に滞在する資格を有する人物 ・重傷者 ・旅行等の目的で海外にいた者(海外で勤務している軍人等は対象外となる) 対象から特に除外される人物の条件は以下の通り。 ・外務省が渡航を自粛するよう求めていた地域で被害にあった人物 ・テロ行為の煽動者	外務省が渡航の自粛を求めた地域以外を旅行していた人物で、海外旅行保険への加入を含め、テロ発生の前後で適切な行動をとりながら、当該テロの被害者となったにもかかわらず、何らかの理由から補償を受けられない人物。	* テロ事件は極度の不安を与えたり、威嚇行為により公の秩序を乱すことを目的とした個人又は集団が計画する行為を指す。 * 1985年1月1日以降のテロ被害をカバー。 * 全ての身体的被害が対象。物的損害は補償されないが、FGTI理事会の決定に基づき、920ドルを上限とする衣類尾及び所持金を補償することも有り得る。
	給付内容		・医療費(5万ドルまで) ・メンタルヘルス費(5千ドルまで) ・物的損害補償費(1万ドルまで) ・葬儀及び埋葬費(2万5千ドルまで) ・その他雑費(1万5千ドルまで)	・死亡者および12時間以上の入院を余儀なくされている人物への一時金(3000ポンド) ・事件によって直接被った肉体的被害に対する医療費(以下と併せて1万2千ポンド) ・通信連絡費 ・追加的な宿泊費用及び交通費	・上記被害者およびその家族に対する一時金	(上記国内テロの場合と同じ)
	供給調整		健康保険、損害保険、葬儀・埋葬保険等との調整	供給調整はないものと思料される	不明	他の期間からの給付金や、発生国における補償を受けた場合には、差額を支給
	給付実績	「国内における犯罪」に対する保障措置に同じ	・給付件数(2007年10月から2008年11月)6件 ・給付総額2万5千ドル	2008年までに27名に対して29万4千ポンドが支給された。	不明(2004年以降、2008年8月まで、Aftercare Plan の名称で同種の措置が外務省により運営されていた)	(上記国内テロの実績欄に含まれる)
	財源		連邦政府の犯罪被害者基金	英国赤十字の財源および政府からの寄付(100万ポンド)	英国外務省の予算からの支出と思われる。	財産保険契約に掛かる課徴金を財源とする
	申請方法		申請者は応募書類を記入の上、司法省に提出。その際、被害に係る支出を示すレシート及び副次的財源に関する情報も提供する。なお、応募書類には、被害者の個人情報、被害にあった事案に関する情報、補償の種類、加入している保険に関する情報の記載欄がある。	一時金は当局の情報に基づいて支給される。追加的な給付を受けるためには、申請書類を英国赤十字に提出する必要がある。この際、申請者は、自身が英国の正規滞在者であること、的確な受給者であること、被害者自身が申請する場合はテロによる直接の被害から5日以上以上の入院又は通院を余儀なくされ、通院の場合は、6週にわたって週3日以上以上の通院を要することを示す必要がある。	不明	* テロ被害に関しては、被害者からの申請を必要としない。国外で発生したテロ事件については外務省がFGTIに通報する。外務省はFGTIがテロ事件であると認定できる事実要素を通報するとともに、被害者リストを提出しなくてはならない。 * 被害者がFGTIと直接連絡を取ることも可能。申請にあたっては、その申請の論拠となる証拠書類を提出しなくてはならない。特に、被害に遭った事件に関する情報を記載した書類、被害者の身分を示す書類、診断書、給与明細、納税記録は重要である。FGTIは担当機関と連絡を取り合いながら、被害者が提出する申請書を受理できるかどうか決定する。
査定方法		査定においては、支出額、被害の程度、被害発生地域の通貨との交換レートも考慮するものと思われる。	支給額は一律であり、査定は行われない	不明	FGTIにおいて他の機関からの給付金情報を入手し、補償金額を算出。被害者は、発生国で補償を受けた場合には、その金額をFGTIに通報しなければならない。テロ発生国から公的給付を受けていない場合、又はテロ発生国の補償制度を希望しない場合は、FGTIが補償金を支給し、次にFGTIが外国の補償制度に対して請求をおこなう。	
備考	23州にて、海外テロ被害者に対する補償を実施。	給付実績は以下のとおり。 ・支給件数(2007年10月から2008年11月)6件 ・支給総額2万5千ドル また、海外におけるテロ被害者への緊急ニーズに対応するため、FBIの「犯罪被害者緊急基金」も用意されている。ただし、同基金は緊急事態下での短期的ニーズに応えるもので、テロ被害で発生した費用に対する補償といった長期的ニーズに応えるものではない。	* EU加盟国内で発生した暴力を伴うテロでの被害に限り、発生国の補償制度が適用され、北アイルランドを除く英国本土に在住する申請者はCICAによる手続的な支援を受けることができる。 * EU加盟国外で発生した事件に関しては特段の公的定めは無い		* EU加盟国内で発生した暴力を伴う犯罪に限り、発生国の補償制度も利用できる。	

テロ被害者のための過酷事件給付(Harteleistungen für Opfer terroristischer Straftaten Opfern terroristischer)

連邦法務省(Bundesamt für Justiz)

テロによる苛烈な被害に対する補償

国内外におけるテロ被害者及び被害者遺族となった;
・ドイツ国籍保持者
・ドイツ在留資格者

医療費等を一括で支給(金額の算定根拠は不明)

不明、ただし、給付を受ける際の質問票の内容から、何らかの調整は行われているものと思われる。

支給例
・米国同時多発テロ事件(2001)
・バリ島における爆破テロ事件(2001)
・チュニジアにおけるテロ事件(2002)等
* 2002年には1000万ドルの予算が準備された(全額が使用されたのか否かは不明)。

申請者は、氏名住所等基礎情報及び被害の程度や被害に遭遇した場所等を記入した質問票(申請用紙)を連邦法務省に提出

不明